

WHOベナーシックス Part 2

WHOと国連の「緊急事態」 vs 国際人権法（I H R L）

第二/三回WCHJボランティアグループ勉強会（オンライン）

2024年3月25日/4月1日

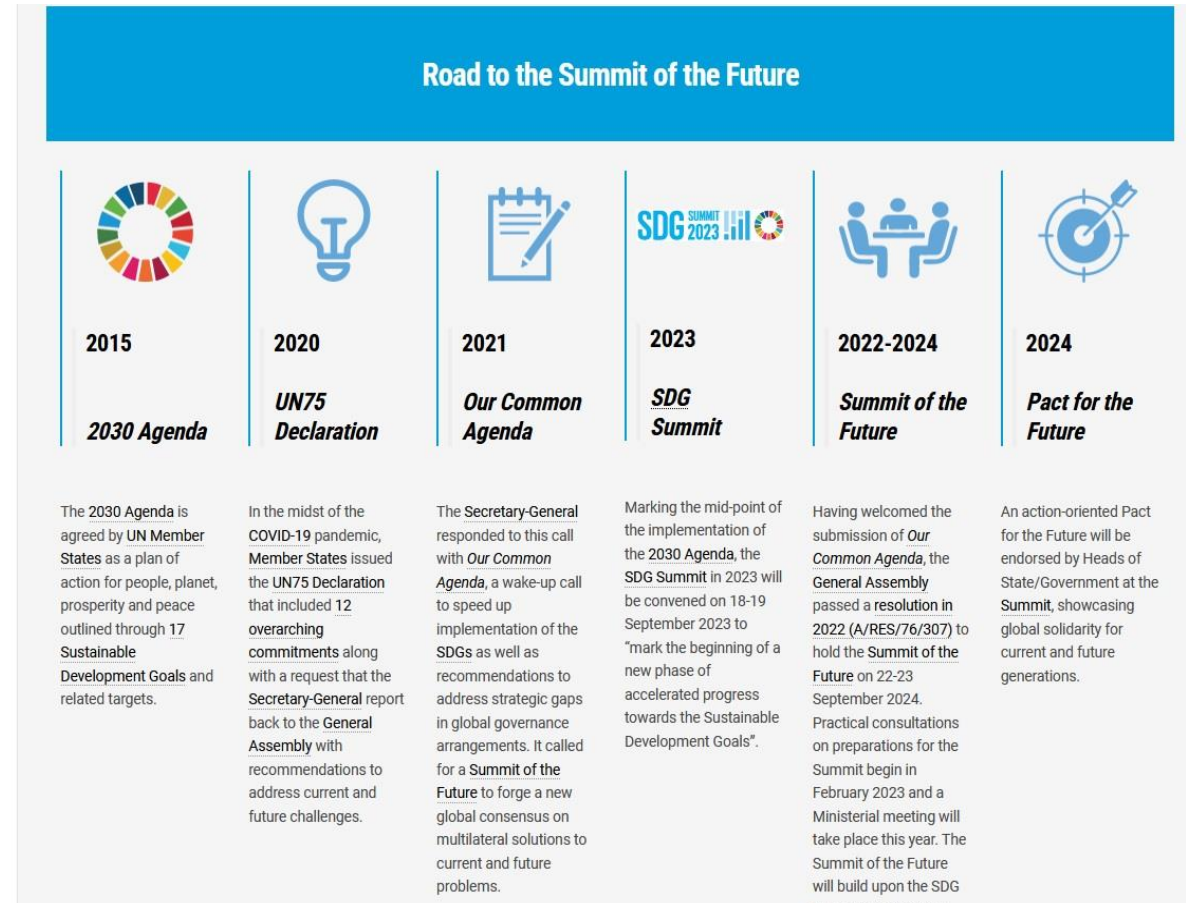
WHOと国連の連動— 新たな「緊急事態」の可能性

- 国連事務総長は2023年3月に、『**私たちの共通の課題 (Our Common Agenda)**』を発表。
- グテーレス事務総長：「**次にどのような極端なリスク事象が起こるかはわかりません。**それは、新たなパンデミック、新たな戦争、大規模な生物兵器攻撃、重要インフラへのサイバー攻撃、核事故、急速に進行する環境災害、または効果的かつ倫理制約に制限されなかった科学技術の暴走など、**まったく異なるもの**である可能性があります。」
- WHOのパンデミック条約およびIHR改訂が国際的に、懐疑的に見られている中、**新たな「脅威」の可能性**を全世界に焼き付け、**新たな緊急事態**を発動可能にする一種の「バックアッププログラム」が国連レベルで発表された。
- https://www.unic.or.jp/news_press/info/42716/



WHOと国連の連動ー 新たな「緊急事態」の可能性

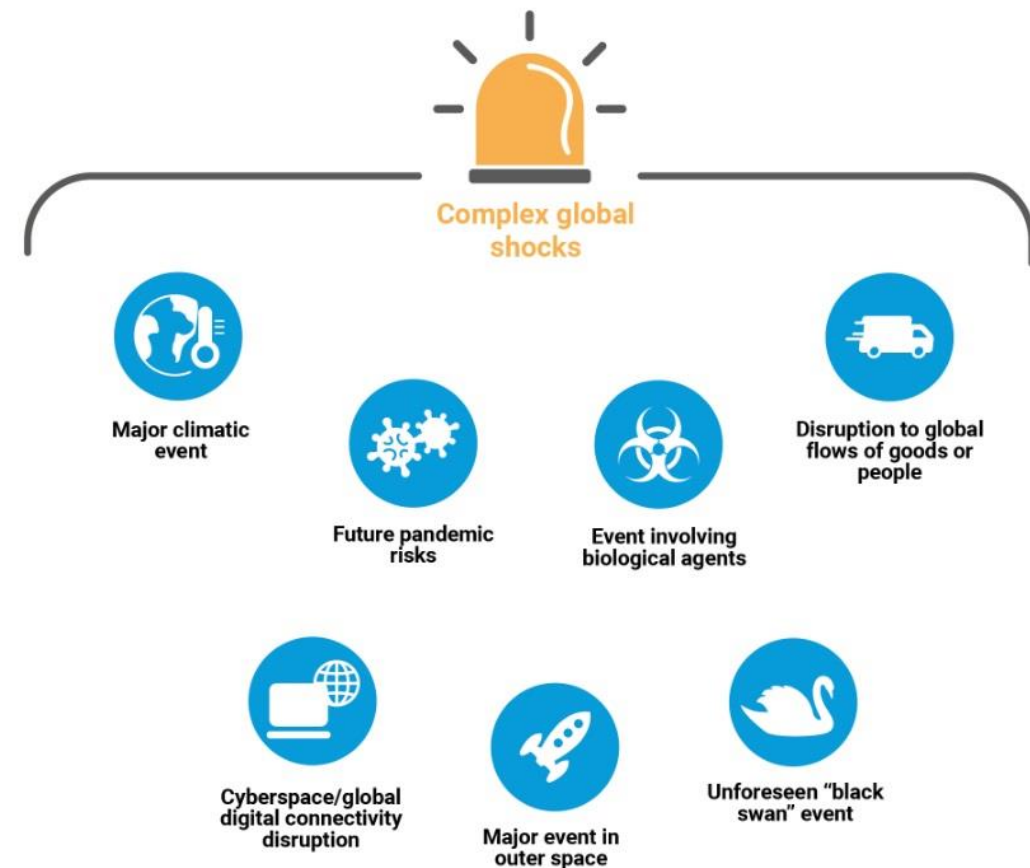
- グテーレス国連事務局長：「私は加盟国と協力して、複雑な世界的危機に対応するための**緊急プラットフォーム**を確立することを提案します。このプラットフォームは、新たな常設団体や組織ではありません。これは、**関与する危機の種類や性質に関係なく**、十分な規模の危機が発生した場合には**自動的に発動**されます。」
- 「緊急プラットフォームは、世界的な影響を与える
とみなされるあらゆる出来事の際に発動され、**国連に国際的な対応を積極的に推進する権限を与える**ことになります。」
- この方針では、緊急事態当局の期間は限られている
としているが、**国連がそう決定すれば自らの権限を拡大できる**とも述べている。この新たな権力は実質的に国民の合意を不必要にし、事実上民主主義を過去の遺物にするであろう。



WHOと国連の連動— 新たな「緊急事態」の可能性

- パンデミック
- 戦争、核兵器などを含む事変
- 気候または環境事象、その劣化または災害
- 生物兵器などの偶発的または意図的な放出
- 物品、人、金融の流れの混乱
- サイバースペースまたは「グローバルデジタルネットワーク」における混乱
- 重要なインフラに対するサイバー攻撃
- 宇宙空間における重大な出来事。
- 予期せぬリスク（「ブラック・スワン」イベント）
- 技術的・科学的開発が失敗し、効果的かつ倫理的な規制で制約されないできごと
- <https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/our-common-agenda-policy-brief-emergency-platform-en.pdf>

FIGURE I
POSSIBLE FUTURE COMPLEX GLOBAL SHOCKS



WHOと国連による「制裁」は可能か？

世界の対抗勢力の動き

WHOおよび国連への違反に対する制裁対象となる可能性のある国には、ロシア、ブラジル、インド、中国、南アフリカなど、着実に成長を続ける**BRICS**構想に参加している国が含まれるが、これらに限定されない。

イラン、ニュージーランド、オランダ、およびまだ不明の4番めの国（ロシア？）が、第75回世界保健総会で提案された**IHR**修正案に反対したと伝えられている。ロシアは、国際舞台で決定的な動きをしており、WHOからの脱退を表明している。

さらにインドは、資産の紛失など、WHOの財務不正について監査上の深刻な懸念を表明した。また、欧州諸国の旧植民地勢力から完全な独立をはかるアフリカ諸国も（ロシアのサポートを得て）WHOから離脱する可能性が強い。南アでは、WHOの**IHR**改訂が選挙戦のテーマの一つになっている。

更に、欧州や東南アジア・オセアニア諸国（例えば、ニュージーランド、インドネシアなど）でもWHOとその背後の勢力に対する抵抗が強まっている。

そして**今後の日本の方向性**に影響力があるのが、**2024年米国大統領選挙**である。トランプ大統領当選となれば、WHOは、事実上、少なくとも今の形では存続できない。

WHOと国連による「制裁」は可能か？

- アメリカの人権弁護士であり、イリノイ大学法学部の国際法専門のフランシス・アンソニー・ボイル教授（右写真）によると、「“彼ら”はジュネーブ（WHO）からの命令に従わない国に対する制裁を追求する予定です。経済制裁と政治制裁の両方です。しかし、我々が彼らの権限を受け入れた場合にのみ、彼らは制裁を追求する権限を有することになります。私たちはWHOから脱退しなければなりません。」
- 事実、各方面から、IHRに従わない国に対する制裁を追求するための声が上がっている。マーガレット・チャン前WHO事務局長も、制裁の可能性をにおわせている。
- 更に、国連に関しては、数多くの制裁を行ってきた歴史があるが、コフィ・アナン前国連事務局は2000年時点で、「しかし、国際社会の意思への遵守を強制する手段としての制裁の重要性を我々が認識しているのと同じように、我々もまた、制裁が依然として効果がないことも認識している。制裁はむしろ、主なターゲットではない多数の人々を傷つけることを知っている」と発言している。



WHOと国連による「制裁」は可能か？

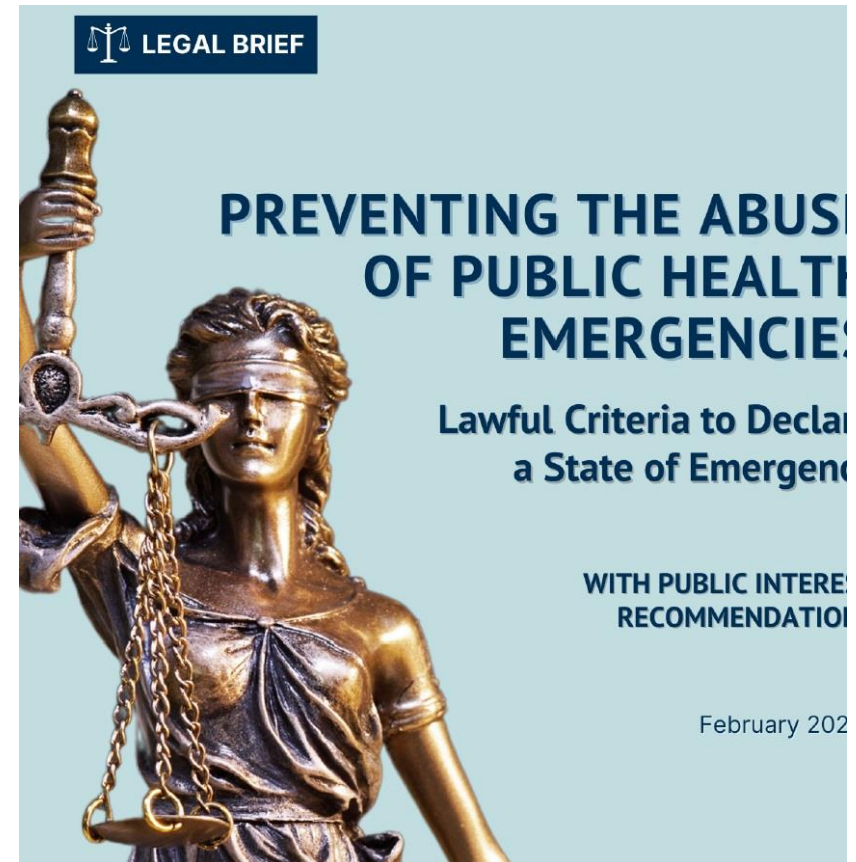
• 国連による制裁には、次のようなものがありうる：

1. 経済的な制裁
2. 外交上の制裁
3. 軍事的制裁（国連軍？）
4. スポーツ大会（オリンピック等）に参加をさせない制裁
5. 「環境イニチアチブ」などから除外する制裁

• 事実2015年に、IHRに違反した加盟国の処罰について、次のように報じられた。「**国連保健当局者らは、エボラ出血熱などの危険な伝染病の蔓延を避けるための公衆衛生規制に従わない国に制裁を課したいと述べた**」。これがただの脅しで終わったのかどうかは、まだ確認が取れていないが、制裁実行の一步手前まで来ていることは明白である。

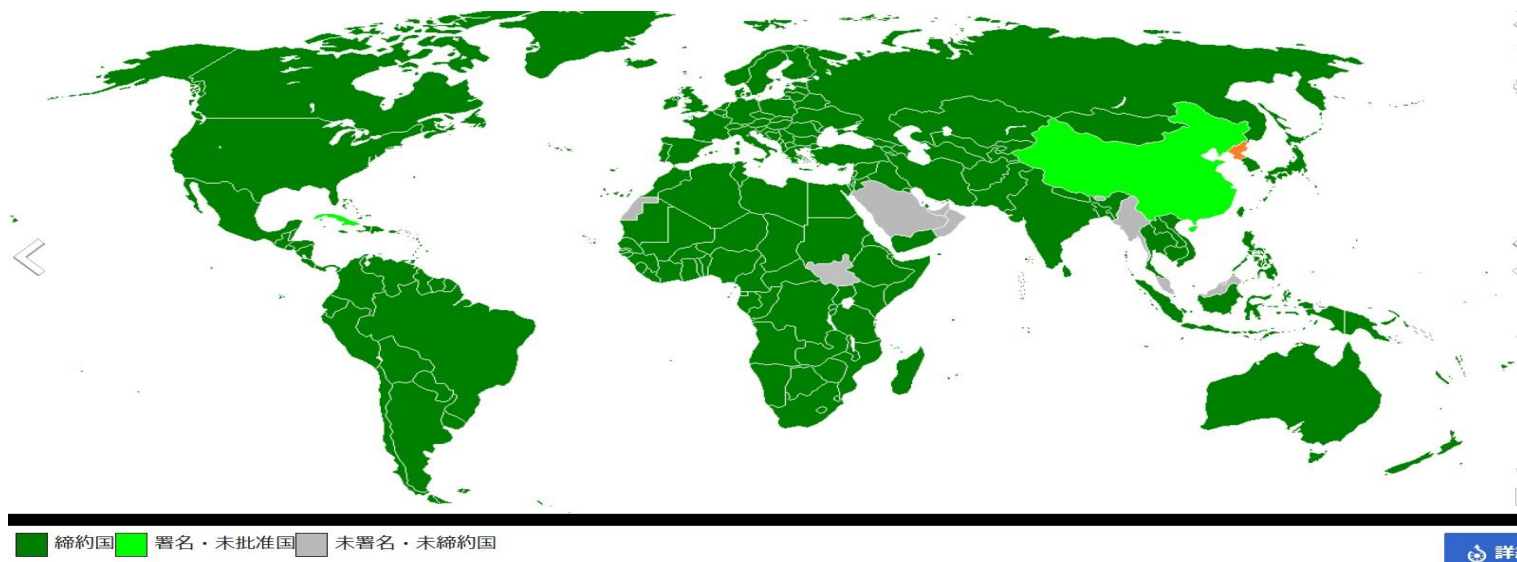
WHOのIHR vs 国際条約としての国際人権法(IHRL)

- 上記のWHOと国連の「緊急事態」に関する連動に対して、**有効なストッパー**になり得るものが、実は既存の国連の国際条約の中に幾つもある。
- これらの総称として、**国際人権法** (International Human Rights Law) と呼ばれているが、実は、戦後に結ばれた一連の国際人権条約の総称である。その中で、「**緊急事態における人権**」に関する条約を以下にご紹介する。



WHOのIHR vs 国際条約としての国際人権法(IHRL)

- **市民的及び政治的権利に関する国際規約**(自由権規約、International Covenant on Civil and Political Rights、**ICCPR**)： 1966年12月16日、国連総会によって採択された、自由権を中心とする人権の国際的な保障に関する多数国間条約。同月19日にニューヨークで署名のため開放され、1976年3月23日に効力を発生した。
- 本規約は、締約国に対し、人間としての平等、生命に対する権利、信教の自由、表現の自由、集会の自由、参政権、適正手続及び公正な裁判を受ける権利など、個人の市民的・政治的権利を尊重し、確保する即時的義務を負わせている。(ウィキペディアから引用、リンクは次ページ)



WHOのIHR vs 国際条約としての国際人権法(IHRL)

- 日本は、1978年5月30日、社会権規約及び本規約に署名し、1979年6月21日、両規約の批准書を寄託した（同年8月4日、社会権規約は同年条約第6号として、**自由権規約**は同年条約第7号として公布された）。（ウィキペディアから引用）
- <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B8%82%E6%B0%91%E7%9A%84%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%94%BF%E6%B2%BB%E7%9A%84%E6%A8%A9%E5%88%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E8%A6%8F%E7%B4%84>
- **シラクサ原則**（The Siracusa Principles on the limitation and derogation provisions in the international covenant on civil and political rights）：**自由権規約**にはその**第4条**に、緊急事態の際に、締結国が規定されている義務から逸脱することを一定程度許容される規定があり（**逸脱条項** derogation）、また主に**12条**に締約国による人権制限が特定の条件のもとに許容される規定がある（**制限条項** limitation）。シラクサ原則は**逸脱・制限条項の解釈原則を提示**するものとして、人権保護の観点からこれらの条項が恣意的に解釈されないよう歯止めをかけるひとつの試みとして位置づけられる。
- https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/285012/1/RISTEX_Pandemic_ELSI_2021_matsuo1.pdf

WHOのIHR vs 国際条約としての国際人権法(IHRL)

- **パリ原則** (The **Paris Minimum Standards** of Human Rights Norms in a State of Emergency) : パリ原則は、自由権規約の第4条の逸脱不可能な人権としてみなされる基本的人権が、たとえ正当な根拠による緊急事態宣言が発令された場合であっても、**当該国が基本的人権を停止することを防ぐための条項**である。
- <https://www.uio.no/studier/emner/jus/humanrights/HUMR5503/h09/undervisningsmateriale/ParisMinimumStandards.pdf>
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約には、次のように明記されている：「国民の生命と存亡を脅かす公的緊急事態においては、正式に宣言された場合、本規約の締約国は、以下の措置を講じることができる。ただし、当該措置が国際法上の**他の義務と矛盾しない**ことを条件とする。」
- つまり、自由権規約の第4条の逸脱不可能な人権としてみなされる基本的人権から、緊急事態宣言が発令された場合、一定の枠組み内で逸脱することが許されても、**厳しい吟味の下に限られた期間のみ**可能である、ということが細部にわたって規定されている。

WHOのIHR vs 国際条約としての国際人権法(IHRL)

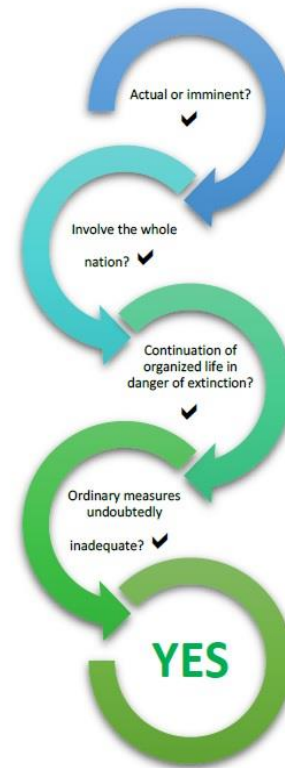
真実の緊急事態 vs フェークな緊急事態

WHOの国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)は、Covid19のケースにおいて、緊急事態の正当性を実証することがはたしてできるか？

結論から言うと、否である。

国際人権法によるその綿密な審査プロセスを以下にご説明する。

Genuine Emergency



COVID-19 Pretend Emergency

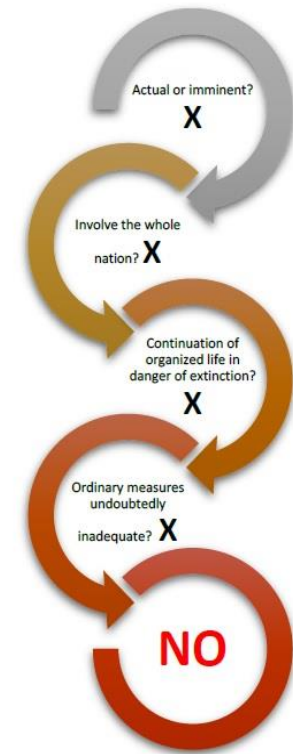


Figure 1: Decision Tree Determines a Legitimate State of Emergency: Yes or No.

Source: Dr W van Aardt (2022) COVID-19 Lawlessness

国家や超国家機関による「緊急事態」の悪利用をいかにストップするか？ IHRL第4条

- **国際人権法の第四条**では、「**状況の緊急性により厳格に要求される範囲でのみ本人権規約の定める法的義務から逸脱する措置を講じることができる**」、と定めている（4条1項）。ただし、6条、7条、8条（1項と2項）、11条、15条、16条、および18条からの逸脱は許されない、とある（4条2項）。そして、そのような逸脱を行う国家主体は、国連総長を通してその他の国家主体に通知し、その逸脱の理由を説明し、その逸脱の開始時期と終了時期を明示する義務がある、と定めている（4条3項）。
- その逸脱に対して次の様な条件が課される：
- 真実に基づき、差し迫った、多大な公共または社会的ニーズに応える場合のみ（シラクーサ原則 II. A39項、パリ原則(A)節 1.(b)）
- 法によって課されるものであって、恣意的に課されるものではない（シラクーサ原則 I. A7項、 I. B16項、 I. B34項）
- 均衡が取れており、脅威の度合いに比例していること（パリ原則(B)節 5.）
- 状況の要求に厳密に答える（シラクーサ原則 II. C 節全体）
- 目的を達成するために必要以上に制限を加えない（シラクーサ原則 I. A11項、 I. B23項）
- 特定のグループに対して差別的であってはならない（国際人権法26条）

国家や超国家機関による「緊急事態」の悪利用をいかにストップするか？ IHRL第4条

- **国際人権法の第四条**で定めている、どのような状況においても逸脱することが許されない基本的人権は、下記の通り：
 - 生命を恣意的に奪われない権利（6条）
 - 拷問の禁止（7条）
 - 残虐、非人道的、または品位を傷つける扱いや刑罰を受けない権利（7条、11条、15条）
 - **個人の自由な選択とインフォームドコンセント無しで医学的または科学的実験を受けない権利（jus cogens強行規範）**
 - その他の人道に対する犯罪、戦争犯罪、大量虐殺、そして奴隷制の禁止（jus cogens強行規範）

国家や超国家機関による「緊急事態」の悪利用をいかにストップするか？ IHRL第4条

- 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC)において、侵害される基本的人権は、「コロナ・パンデミック」を経た今、主として以下のものである：
- 生きる権利：間違えた治療に（人工呼吸器の早期使用、危険な医薬品であるレムデシビル、コロナワクチンという名の遺伝子注射など）よって多大な被害が出た
- 個人の自由な判断とインフォームド・コンセントなしに医学実験の対象にならない権利：「新型コロナウイルス」に関してはインフォームドコンセントは皆無に等しい。なぜならば、ファイザー社などの情報は隠蔽されていた
- 移動の自由に関する権利：ロックダウン。日本では水際対策と称して、移動を極端に制限した。
- 法の平等な保護を受ける権利：非接種者に対する差別。行動の自由を奪うばかりでなく、職場からの解雇・追放、国によっては日常に必要な食料を買うこともほぼ不可能にされた
- 思想、良心、宗教の自由に対する権利：コロナ政策に対する批判を全て非科学的とし、いかにデータで実証しても、「反ワク」、「ナチス」、「極右」、等々国によっては様々なレッテルが貼られた。

国家や超国家機関による「緊急事態」の悪利用をいかにストップするか？国連人権高等弁務官事務所声明

- 2020年4月、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は「緊急措置と新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ガイダンス」と題した声明を発表した：
- 「緊急権限は国際人権が規定する範囲内で使用されるべきである。法律、特に市民的および政治的権利に関する国際規約（ICCPR）では、例外的な状況に対処するには各国が追加の権限を必要とする可能性があることを認めている。**そのような権限は期限付きであり、回復を目的として、できるだけ早く正常な状態に戻るために、一時的にのみ行使されるべきである。**」
- 「特定の市民のおよび政治的権利の停止または逸脱は、「国民の生命を脅かす」緊急事態といった特定の条件下でのみ許可される。しかし、いかなる状態においても差し止められないいくつかの基本的権利の尊重を確保するために何らかの安全策を講じる必要がある。」
- United Nations Office of the High Commissioner of Human Rights. (2020). Emergency Measures and Covid-19 Guidance. Office of the High Commissioner of Human Rights. April 27, 2020: [https://www.ohchr.org/Documents/ Events/EmergencyMeasures_COVID19.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Events/EmergencyMeasures_COVID19.pdf)
- 一時期、「ニューノーマル」という言葉が出回っていたが、正常な状態から逸脱した状態を新たな常態として定着させようとする意図がその言葉から垣間見られる。

国家や超国家機関による「緊急事態」の悪利用をいかにストップするか？ — シラクーサ原則（1）

- さらに、**シラクーサ原則**は、**国民の生命に対する脅威**とは、次のようなものであると定めている：
- 人口全体、および国家領土の全体または一部に影響を及ぼすもの、そして
- 国民の身体的完全性、国家の領土および政治的独立、あるいは規約で認められた権利を確保するために必要な国家に不可欠な機関の存在または基本的な機能を脅かすもの
- (International Commission of Jurists. (1984). Siracusa Principles on the Limitation and Derogation Provisions in the International Covenant on Civil and Political Rights. Siracusa Principles, para. 39.)
- 国民全体の生命を脅かす公的緊急事態の実施に関して、シラクーサ原則にはさらに次の一般原則が含まれている：
- 人権の制限の範囲は、関連する人権の本質を危うくするものであってはならない
- すべての制限条項は、問題となっている権利を優先して厳密に解釈されるものとする
- 人権の行使に制限を課す法律は、恣意的または不合理なものであってはならない

国家や超国家機関による「緊急事態」の悪利用をいかにストップするか？ — シラクーサ原則（2）

- 課されるすべての制限は、その**濫用的な適用に対する異議申し立て**および救済の可能性の対象となる
- 規約の条項において制限が「必要」であることが求められている場合、その制限は次のことを意味する：**(a)** 規約の関連条項で挙げられている制限を正当化する根拠の**1つ**に基づいている。**(b)** 差し迫った公共または社会的ニーズに応えるため。**(c)** 正当な目的を追求していること。**(d)** その目的に比例した妥当な措置であること。
- 制限を適用する場合、国家は、目的を達成するために必要以上の制限を使用してはならない
- 規約で保障された**人権の制限を正当化する責任は国家にある**
- 国民の生命に対する脅威に対処するために国際法で認められた人権の逸脱は、**法的な空白の中で行使されるものではない**。これは法律によって認可されたものであり、一般適用される法原則の対象となる
- 緊急事態宣言は、それが国民生命に**どの程度の脅威をもたらすかを判断するための状況の客観的評価**に基づいて誠意を持って行われなければならない

国家や超国家機関による「緊急事態」の悪利用をいかにストップするか？ — シラクーサ原則（3）

- 緊急事態宣言とその結果としての**誠意を持たない規約義務からの逸脱は、国際法違反**である
- 公共の緊急事態において一定の免除を認める規約の規定は、限定的に解釈されるべきである
- 制限を適用する場合、国家は、目的を達成するために必要以上の制限を使用してはならない
- 規約で保障された人権の制限を正当化する責任は国家にある
- 公共の緊急事態においても、法の支配が優先される。人権からの逸脱は、国民の生命に対する脅威に適切に対応するための、認可された限定的な特権である。人権から逸脱する国家は、その行為を法に基づいて正当化する責任を負うものとする

新型コロナは上記緊急事態の基準を満たすか？

- **基準 1：新型コロナ感染症の脅威は現実のもので、差し迫ったものであったか？**
- Science, Public Health Policy, and The Law 誌：Ealy, et al. “COVID-19 Data Collection, Comorbidity & Federal Law: A Historical Retrospective” October 2020 からの引用：
- CDCは、新型コロナウイルス感染症危機への対応における主要な緩和戦略として、社会的隔離、ソーシャルディスタンス、個人用保護具の使用を提唱した (...)
- これらの緩和戦略は主として、本質的に不正確であることが判明した予測モデルによる死亡者数予測に応じて推進された
- CDCは2020年3月24日に、新型コロナウイルス感染症に限定して、死因を記録する方法を大幅に変更するガイドラインを発表した (...)
- その結果、データ収集の気まぐれな変更により、公開データの正確性、品質、客観性、有用性、誠実さが損なわれることになった

新型コロナは上記緊急事態の基準を満たすか？

- 基準 1：新型コロナ感染症の脅威は現実のもので、差し迫ったものであったか？

CDC2020年3月24日の基準

2003年の基準

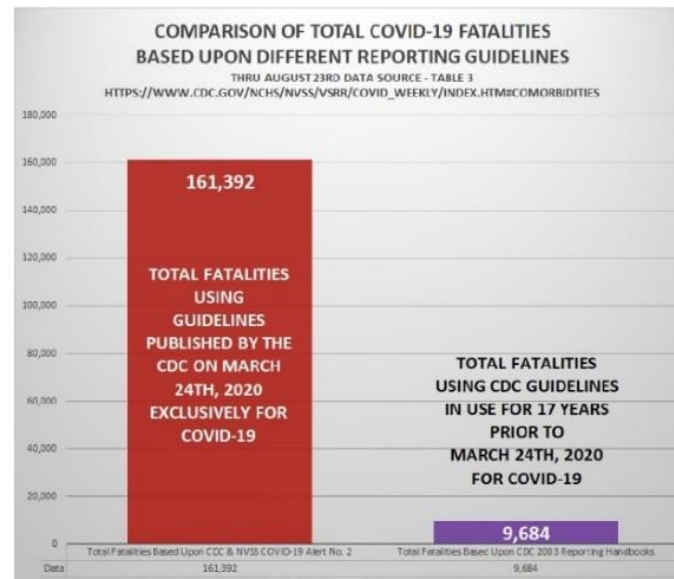


Figure 3: COVID-19 Using the March 24 Exclusive Guidelines vs Using the 2003 Guidelines. Had the CDC used the 2003 guidelines, total COVID-19 deaths would have been approximately 16.7 times lower than reported.

Source: Ealy *et al.* (2020)

新型コロナは上記緊急事態の基準を満たすか？

- 基準 2：新型コロナウイルス感染症の脅威は全国民を巻き込んだか？

Date	August 23rd	August 16th	August 9th	August 2nd
Age 0 to 19	99.982%	99.981%	99.980%	99.978%
Age 20 to 49	99.72%	99.72%	99.72%	99.71%
Age 50 to 69	97.31%	97.31%	97.28%	97.29%
Age 70+	82.43%	82.43%	82.15%	80.95%

Table 1: Recovery Rates by Age Compared to Preceding Weeks.
Source: Ealy *et al.* (2020) COVID-19 Data Collection, Comorbidity & Federal Law: A Historical Retrospective. *Science, Public Health Policy, and The Law.* 2:4-22.

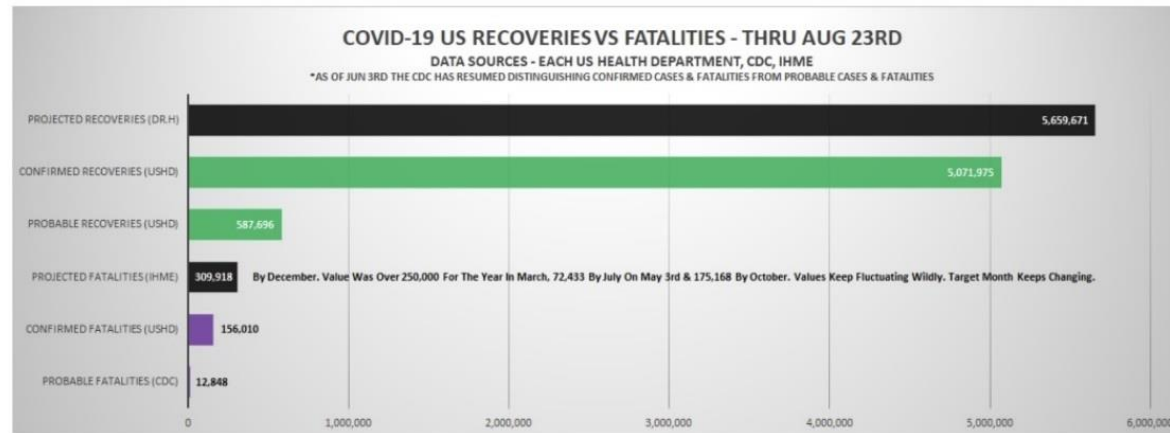


Figure 5: Confirmed Recoveries vs. Confirmed Fatalities. (as of 8.23.2020).
Source: Ealy *et al.* (2020)

新型コロナは上記緊急事態の基準を満たすか？

- 基準 2：新型コロナウイルス感染症の脅威は全国民を巻き込んだか？

粗死亡率

Country	Case Fatality	Crude Mortality
United States of America	1.6%	0.22%
United Kingdom	1.5%	0.21%
South Africa	3.1%	0.15%
Ethiopia	1.8%	0.005%
Sweden	1.3%	0.14%
France	1.6%	0.17%
India	1.3%	0.03%

Table 2: COVID-19 case fatality and crude mortality rates

Source: Johns Hopkins University, Mortality Analysis (November 2020)

新型コロナは上記緊急事態の基準を満たすか？

- 基準3：新型コロナウイルス感染症は、社会全体の組織的な生活の継続を脅かすことが一度でもあったか？

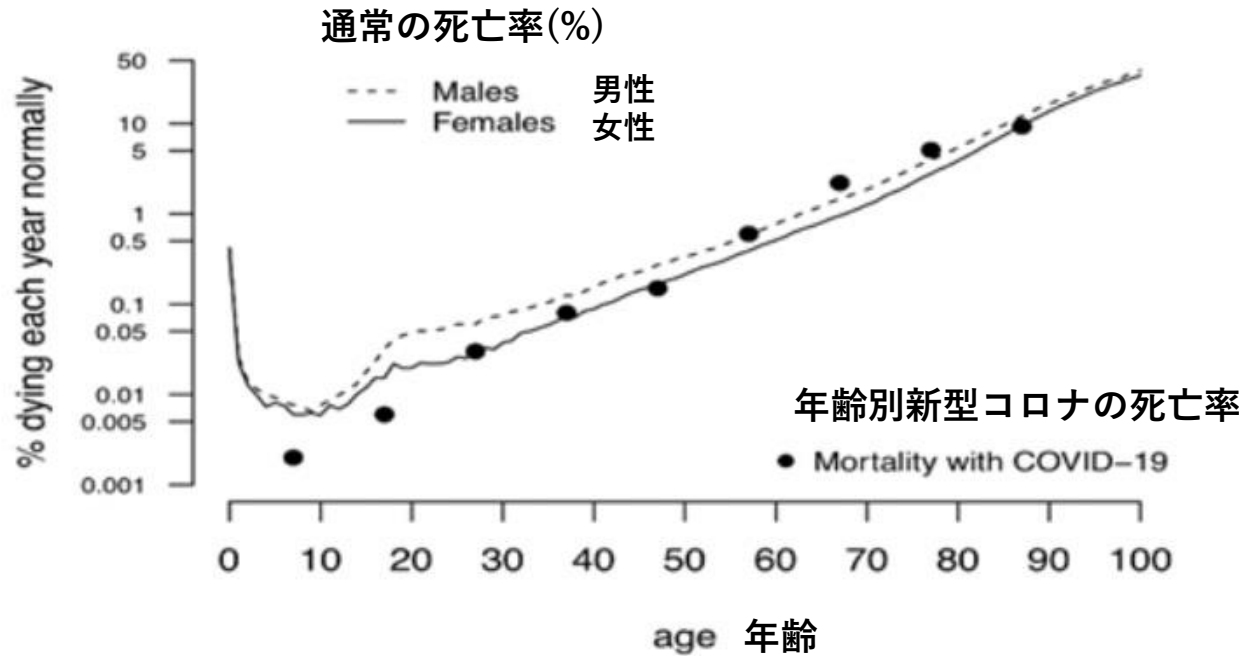
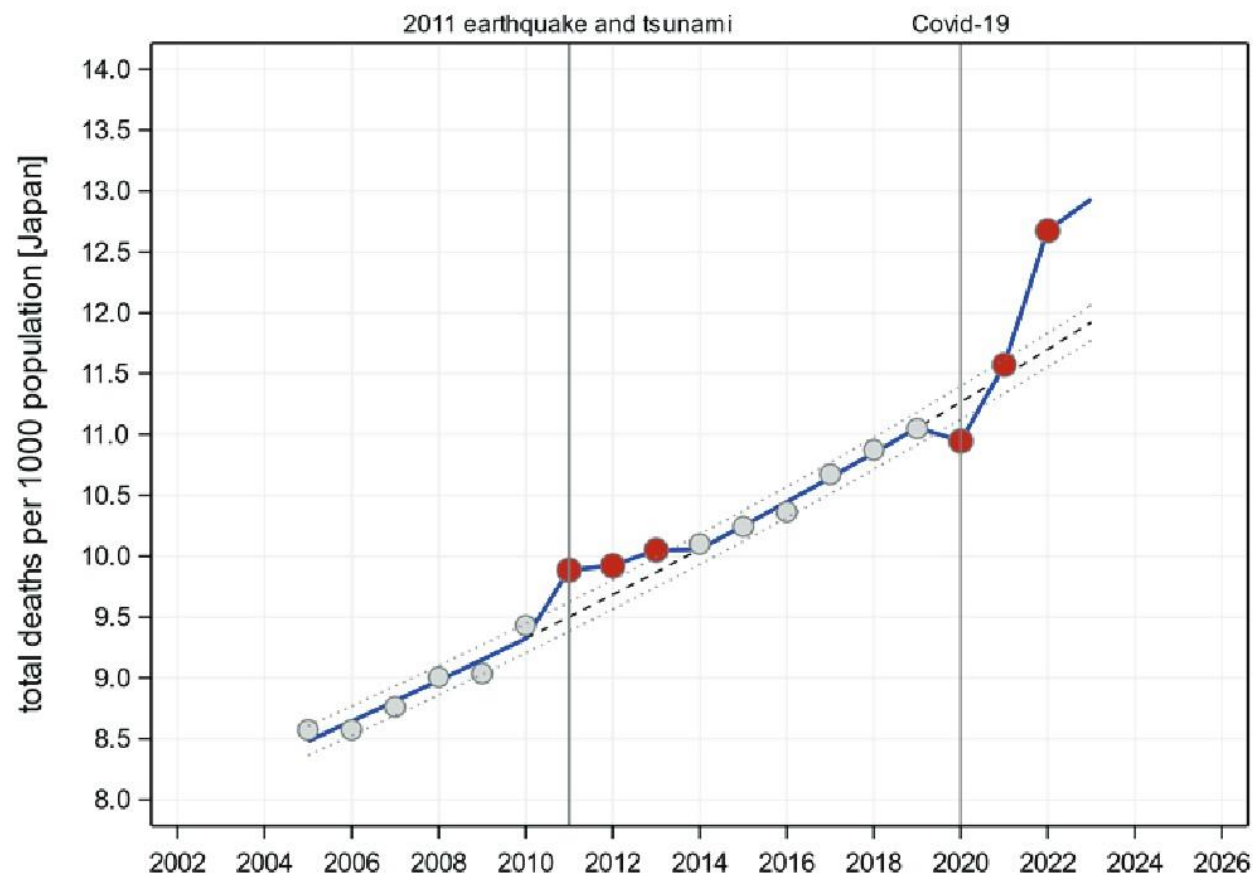


Figure 8: COVID-19 impact on life expectancy in England and Wales
Source: David Spiegelhalter, ONS, Imperial College London

新型コロナは上記緊急事態の基準を満たすか？

- 基準4：新型コロナウイルス感染症危機が異常に高いため、公衆衛生と安全に対する通常対策が不十分であったと言えるか？



新型コロナは上記緊急事態の基準を満たすか？

• 結論：

真正な緊急事態

	基準 1	基準 2	基準 3	基準 4	FINDING
	Criterion 1: Is the threat actual or imminent?	Criterion 2: Does the threat involve the whole nation?	Criterion 3: Is the continuation of the organized life of society in danger of extinction?	Criterion 4: Is the threat so extraordinary that the ordinary measures for the protection of public health and order are undoubtedly inadequate?	✓ X
Example A: Genuine Emergency	YES	YES	YES	YES	✓
Example B: Not Emergency	YES	YES	YES	NO	X
Example C: Not Emergency	YES	YES	NO	NO	X
Example D: Not Emergency	YES	NO	NO	NO	X
Example E: Covid-19: Not Emergency	NO	NO	NO	NO	X

新型コロナ：緊急事態でない

Table 3: Criteria to determine a legitimate emergency.
Source: Dr W van Aardt (2022) COVID-19 Lawlessness.